

個人情報保護政策に関する懇談会開催要綱（案）

1 開催趣旨

個人情報の保護及びその利活用のバランスの在り方は国民各層にとって重要な課題であり、その重要性は以前にも増して高まっている。そのようなバランスの在り方を考え、時代に即した個人情報保護制度の運用や見直し等を行うに当たっては、委員会として、デジタル社会の進展やA Iの急速な普及を始めとした技術革新、技術の社会実装に関する動向、国内外における個人情報の保護・利活用に関する動向等についての的確に把握していく必要がある。

このため、広く各界の有識者やステークホルダーと透明性のある形で継続的に意見を交換し、併せて個人情報保護政策に関し相互理解を促進することにより、実情に即した、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般についての検討に資する。

2 会員

- (1) 懇談会は、別紙のメンバーをもって構成する。
- (2) 会員の任期は2年とする。ただし、途中交代の会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 会員は、再任されることができる。

3 会長

- (1) 懇談会に、会長を置く。
- (2) 会長は、会務を総理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する会員が、その職務を代理する。

4 議事

- (1) 会長は、懇談会を招集し、主宰する。
- (2) 会長が必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 懇談会は、原則として非公開とし、懇談会終了後に配付資料を公表する。
- (4) 懇談会終了後、議事録を作成し、公開する。

5 その他

- (1) 懇談会の庶務は、個人情報保護委員会事務局総務課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、会長が定める。

個人情報保護政策に関する懇談会会員名簿

(会長)

宍戸	常寿	個人情報保護委員会非常勤委員 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
----	----	---------------------------------------

(会員)

阿南	久	一般社団法人消費者市民社会をつくる会代表理事
石井	夏生利	中央大学国際情報学部教授
石川	智也	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士
今村	久美	認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事
岡田	淳	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士
神谷	俊一	千葉市長
河村	真紀子	主婦連合会会長
越塚	登	東京大学大学院情報学環教授
小林	慎太郎	株式会社野村総合研究所 I C T ・コンテンツ産業コンサル ティング部グループマネージャー
下井	康史	千葉大学大学院社会科学研究院教授
関	聡司	一般社団法人新経済連盟事務局長
曾我部	真裕	京都大学大学院法学研究科教授
高橋	克巳	日本電信電話株式会社社会情報研究所主席研究員
丹野	美絵子	元個人情報保護委員会委員長 (公益社団法人全国消費生活相談員協会消費者情報研究所 消費生活専門相談員)
富浦	英一	大妻女子大学データサイエンス学部長 (独立行政法人経済産業研究所所長)
別所	直哉	一般社団法人日本 I T 団体連盟常務理事
村岡	嗣政	山口県知事
村上	明子	一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進 委員会企画部会長
山本	龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科教授